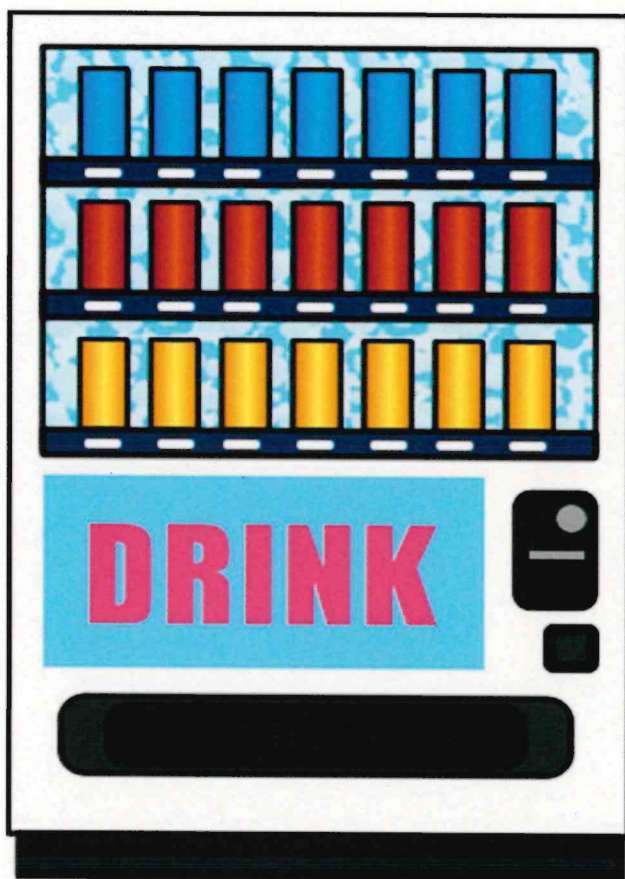


那覇市ともかぜ振興会館
自動販売機設置場所賃貸借公募要項
(制限付一般競争入札)



那覇市総務部 平和交流・男女参画課
ともかぜ振興会館
令和5年9月

目次

公募要項	ページ
1 設置目的	1
2 設置場所及び募集の概要	1
3 入札の注意点及び条件	1
4 取扱商品及び販売価格	1
5 設置機種等条件	2
6 設置事業者（借受者）の利用等条件	2
7 賃貸借契約の主な条件	2
8 維持管理等	3
9 公募入札のスケジュール概要	3
10 応募資格要件	4
11 予定価格表	4
12 売上実績	4
13 公募申込	4
14 入札及び開札	5・6
15 質問及び回答	7
16 契約金額について	8
17 契約締結	8
18 その他	8
問い合わせ先	8
物件調書（仕様書）	9
ともかぜ振興会館平面図	12
協定書案	13
契約書案	14

那覇市ともかぜ振興会館自動販売機設置場所貸借公募要項

那覇市（以下「甲」という）では、那覇市ともかぜ振興会館（以下「ともかぜ振興会館」という。）に清涼飲料水等自動販売機（以下「自販機」という。）を設置する事業者を公募します。

公募は、市有施設における自動販売機設置事業者の選定に係る基本方針（平成 23 年 12 月 6 日市長決裁）に基づき、行政財産の貸付として自販機設置場所の貸付賃料年額による制限付一般競争入札で行います。

なお、那覇市ともかぜ振興会館自動販売機設置場所貸借公募要項（以下「本要項」という。）には概要のみを記載していますので、公募に参加される方は、必ず詳細を物件調書（仕様書）、貸付設置場所図面で確認し、各事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置目的

施設利用者の利便性向上に資することを目的としてともかぜ振興会館に自販機を設置します。

2 設置場所及び募集の概要

那覇市金城 3 丁目 5 番地 3 所在の会館屋外敷地に設置する自販機 2 台について設置事業者（以下「乙」という。）を公募します。

公募は、表 1 に示すとおり、自販機の機能に特別な条件を付す 2 台を行います。

表 1 自販機設置場所

設置階	特別な条件	面積
会館屋外敷地	災害救助ベンダー対応	3.0 m ²

<設置場所の詳細につきましては物件調書（仕様書）を参照ください。>

3 入札の注意点及び条件

- (1) 入札参加資格を満たしている応募事業者のみ、入札に参加することができます。
- (2) 本要項「11 予定価格表」及び物件調書（仕様書）に表示する各自販機の予定価格は、年額としています。
- (3) 入札の落札価格は予定価格以上の最高入札価格とします。
- (4) 特別な条件を付した自販機に要求される機能については、物件調書（仕様書）で確認してください。

4 取扱商品及び販売価格

- (1) 取扱商品：缶、びん、ペットボトル、紙パック等の密閉式の容器に入った清涼飲料水等（ジュース、コーラ、茶、水、コーヒー、紅茶、乳酸菌飲料、栄養ドリンク及びこれらに類する商品）の商品販売を行なうものとし、酒類の販売は対象外とします。
- (2) 販売価格：標準小売価格を上回らない価格としてください。

5 設置機種等条件 <詳細は物件調書（仕様書）を確認してください。>

- ①インドア型（缶、びん、ペットボトル、紙パック等密閉式容器仕様）とします。
- ②環境に配慮した省電力のものとしします。
- ③販売素材別の空容器回収箱の設置し、適正な管理を行うものとしします。
- ④電気子メーターを設置するものとしします。
- ⑤漏電防止、転倒防止その他保安管理上必要な対策を施すものとしします。
- ⑥ユニバーサル・デザインのものとしてください。
- ⑦災害救助ベンダー対応自販機は、災害発生時に自販機の取扱商品が無償で提供することを前提とし、災害発生時に甲が取扱商品の提供を必要と判断した場合には、自販機の機内在庫の全ての取扱商品が無償で提供していただく自販機をいいます。契約時に契約書とは別に、総務部防災危機管理課と別途、災害救助ベンダー自販機に関する協定書を結んでいただきます。なお、災害発生時には電気が供給されない状況であっても、一定期間使用（対応）できる自販機としてください。

6 乙の利用等条件

- (1) 取扱商品の補充、空容器回収作業等については、甲と協議のうえ、ともかぜ振興会館での公務に支障をきたすことのないよう十分に注意して行うものとしします。
- (2) 自販機にかかる電気料については、乙の負担とし、電気子メーターの使用電気量等により甲が算定、作成した納付書により指定期日までに納付するものとしします。

7 賃貸借契約の主な条件

(1) 賃貸借契約の内容

本件自販機設置は、設置場所を貸し付けることにより行います。貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項に基づく行政財産の貸し付けです。

(2) 機器設置にかかる準備期間

令和5年10月28日～令和5年10月31日

(3) 賃貸借期間（機器設置期間）

令和5年（2023年）11月1日～令和9年（2027年）9月30日

(4) 貸付料

貸付料は、賃貸借期間に係る落札額とします。なお、貸付料の納付につきましては、甲が発行する納付書により指定期日までに納付するものとしします。

また、既に納付された貸付料については、甲の責任により生じた理由により契約を解除する場合を除き、還付しません。

(5) 貸付物件の用途指定貸付物件は、自販機及び空容器回収箱設置のみに限定します。

(6) 禁止事項

①乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員がその活動のために利用する等公序良俗に反する利用をさせてはいけません。

②乙は、貸付物件の賃借権を譲渡し、転貸し、若しくは担保の目的に提供し、又は地上権その他の権利を設定することはできません。

③①及び②に掲げる事項の他、ともかぜ振興会館の公益性・公共性を損ねる行為や会館の用途又は目的を妨げる行為を行うことはできません。

(7) 違約金

前記(5)及び(6)の条件に違反した場合は、「契約金額の100分の10に相当する額」を違約金として甲に支払わなければなりません。

(8) 貸付物件の引渡しと返還

貸付物件は、賃貸借期間の初日に現状有姿の状態を引き渡します。契約満了等により返還する場合は、甲の指定する期日までに貸付物件を原状に回復し返還しなければなりません。

(9) 契約解除

甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができます。

- ①貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- ②乙が賃貸借契約書の各条項に違反したとき。
- ③その他乙がこの契約上の義務を履行しないとき。

8 維持管理等

乙において、自販機の設置、取扱商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収、金銭管理、故障時の対応、定期的点検並びに自販機内部、外観及びその周辺の清掃・美化等の自販機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

9 公募入札のスケジュール概要

応募要項の配布	令和5年9月4日(月)～令和5年9月22日(金)
応募申込書類 提出期間	令和5年9月4日(月)～令和5年9月22日(金)17時00分必着 受付時間：平日(火曜日を除く)9:00～17:00
メール質問書の受付 期間	令和5年9月4日(月)～令和5年9月15日(金)17時00分必着
メール質問書への回 答期限	令和5年9月20日(水)
入札参加資格の認定 通知	令和5年10月5日(木)
入札保証金の納付書 発行期間及び入札保 証金納付免除 申請書提出期間	令和5年10月6日(金)～令和5年10月18日(水)12時00分 受付時間：平日(火曜日を除く)9:00～17:00
入札保証金の納付 期間	令和5年10月6日(金)～令和5年10月18日(水) ※金融機関の営業時間については各金融機関にお問い合わせください。
入札日	令和5年10月20日(金) 14時より
入札場所	ともかぜ振興会館2階 研修室
落札決定通知	入札後7日以内

10 応募資格要件

- (1) 沖縄県内に本社や事業所、営業所を有する法人
- (2) 法人で地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 那覇市契約参加者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 沖縄県内にある事業所、営業所の市町村税を滞納していないこと。
- (5) 過去 5 年以上、自販機設置維持管理の実績がある法人であること。また本公募要項に定める条件及び法令等を遵守し、「乙自らが貸付物件を自販機及び空容器回収箱設置の場所として、賃貸借期間中継続して運営する事業」（以下「自販機事業」という。）を行う資力、能力等を有する法人であること。
- (6) 自販機設置に関する契約又は使用許可において、過去に義務の不履行又は使用許可違反がなかったこと。
- (7) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条及び那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

11 予定価格表

合計貸付面積	予定価格	設置場所
3.0 m ²	金 5,907 円	会館屋外敷地

※落札価格は予定価格以上の最高入札価格とします。

12 売上実績

自販機設置場所における売上実績は以下のとおり。

令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月
1 台あたり約 3,750 本	1 台あたり約 3,200 本

13 公募申込

- (1) 公募要項の申込受付期間
令和 5 年 9 月 4 日（月）～令和 5 年 9 月 22 日（金）17 時 00 分必着
- (2) 公募申込みに必要な書類（入札参加申込書類）
 - ①那覇市ともかぜ振興会館自動販売機設置場所賃貸借公募申込書（第 1 号様式）
※公募申込書に押印する印影については、法人の印鑑証明書と同一です。
 - ②誓約書（第 2 号様式）
 - ③法人登記簿謄本又は登記事項証明書
※受付日の 3 ヶ月以内に発行されたものに限りま。
 - ④定款、寄付行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類
 - ⑤印鑑証明書
※受付日の 3 ヶ月以内に発行されたものに限りま。
 - ⑥納税証明書

※那覇市に本店又は支店のある場合は、市税の完納証明書。事業所等が他市町村にある場合は、その所在地の完納証明書（市町村民税の非課税、又は、滞納がないことを証明するものに限る）。

※新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、「徴収猶予許可通知書の写し」の提出に代えることができます。

※受付日の3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

⑦自動販売機運営実績報告書（第3号様式）

※5年以上の設置運営の実績のある自販機の設置台数、設置場所、契約期間及び設置状況（継続中、契約期間満了、途中解約の場合は解約理由を記すこと）について作成し提出してください（5年以上の設置運営の実績のある自販機の設置台数が10件以上ある場合は10件まで）。

⑧災害救助ベンダー対応の自販機機器の機能説明書又は機器仕様書

(4) 申込手続き

申込受付期間内の平日（火曜日を除く）9：00～17：00に、入札参加申込書類を受付場所に直接持参してください（郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません）。

なお、書類に不備がある場合には、受付を行いません。また、受付期間外、時間外の受付は行いません。

(5) 受付場所（提出先）

〒901-0155 那覇市金城3丁目5番地3 ともかぜ振興会館1階事務室

那覇市 総務部 平和交流・男女参画課

ともかぜ振興会館 上原 徳永 TEL（直通）：098-857-7110 FAX：098-857-7113

(6) 入札参加資格の認定通知

通知予定日：令和5年10月5日（木）

入札参加申込書類を審査のうえ、入札参加資格認定通知書を送付いたします。なお、入札参加資格がないと認められた場合は、この入札には参加できません。

14 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

①入札日：令和5年10月20日（金）

②執行時間：14時より

③執行場所：那覇市金城3丁目5番地3 ともかぜ振興会館 2階研修室

(2) 提出書類等（当日持参するもの）

①入札書（第4号様式）

②委任状（第5号様式）

※代理人により入札しようとする場合のみ持参してください。

③印鑑

※代表者が入札を行なう場合：提出された印鑑証明書の印

代理人が入札を行なう場合：委任状に押印されているものと同一の代理人印（認印可）

④入札参加資格認定通知書

⑤入札保証金領収書

※入札保証金の納付期間内に納付されていない場合は失格となります

※入札保証金が免除の場合は入札保証金納付免除承認書を持参してください。

(3) 入札保証金

- ①入札保証金は、入札前までに現金による納付とします。
- ②入札保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積る入札額の 100分の5に相当する額以上とします。
- ③納付書発行期間：令和5年10月6日（金）～ 10月18日（水）午後12時00分まで
※受付 平日（火曜日を除く）9：00～17：00
※ともかぜ振興会館 1F 事務室にて納付書を発行しますので、入札保証金納付申請書（第6号様式）を添えて、ご来館下さい。
- ④入札の場所における入札保証金の納付は認めません。
- ⑤那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第8条第1項の規定に該当する場合は免除とすることができるので、入札保証金納付免除申請書（第7号様式）を提出してください。
- ⑥入札保証金免除申請の際には、那覇市契約規則第8条第1項第3号に規定する「過去2年の間に本市その他の官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結」したことを確認できる、契約書の写しを添付してください。
- ⑦入札保証金が免除の場合は、(10) 入札保証金の返還、(11) 入札保証金の帰属は適用しません。

(4) 入札

- ①入札は、2台分の合計金額を記入してください。
- ②入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとします。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入し提出してください。押印は、提出された印鑑証明書の印を使用してください。
- ③入札金額は、年額（1年分）を記載してください。
- ④入札は代理人により行わせることができます。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出してください。委任状のない入札は、無効となります。委任状には、印鑑証明書の印と代理人の印（認印可）を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を押印してください。
- ⑤入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- ⑥電話、又は郵便等による入札は認めません。
- ⑦入札に際しては、地方自治法、地方自治法施行令及び那覇市契約規則を遵守してください。

(5) 入札書の書換え等の禁止

提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回することはできません。

(6) 開札

- ①開札は、入札の終了後直ちに入札参加者、又はその他の代理人の面前で行います。ただし、入札参加者、又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。
- ②入札の当日出席しなかった者、又は入札執行時間に遅刻した者は、失格とみなします。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ①入札に参加する資格のない者のした入札
- ②委任状を持参しない代理人がした入札

- ③入札者、又はその代理人が同一事項について2通以上した入札、又はこれらの者が更に他の者を代理してなした入札
- ④連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- ⑤入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されない入札、又はその額が所定の額に達していない入札
- ⑥入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マーク、金表示の記載がない入札
- ⑦入札書に入札者の氏名及び押印（代表者は印鑑証明書の印または使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）のない入札
- ⑧誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- ⑨入札書の日付を欠いた入札、または入札に年月日と入札日が合わない入札
- ⑩郵送による入札
- ⑪その他入札に関する条件に違反した入札

(8) 落札者の決定方法

- ①本件入札は、年額（1年分）を記載するものとし、入札案件の最低貸付額以上の価格をもって有効な入札をした者を落札とします。
- ②落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせます。

(9) 入札結果の公表

落札者があるときは、入札終了後その者の落札者名及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に公表します。

(10) 入札保証金の返還

- ①落札者が決定した場合、入札保証金は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。
- ②落札者がなく当該入札が打ち切られた場合は、入札保証金はすべての参加者に全額を返還します。

(11) 入札保証金の帰属

落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は甲に帰属します。

(12) 入札の中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

(13) 入札執行の公開

入札の執行は公開により行います。

15 質問及び回答

(1) 質問書（第8号様式）

質問受付期間：令和5年9月4日（月）～令和5年9月15日（金）

※電子メールのみの対応です。

(2) 回答日

令和5年9月20日（水）までに那覇市ホームページにて回答予定です。

16 契約金額について

- (1) 契約金額は、落札額（1年分）をもとに算出した貸借期間分の額とします。
- (2) 貸借期間のうち初年度と最終年度（令和5年度と令和9年度）については、日割計算とし、算出した額に1円未満が生ずるときは、これを切り捨てるものとします。

17 契約締結

(1) 契約の締結

入札落札後、落札決定通知を送付いたします。甲と乙は、落札決定通知日から7日以内に契約を締結します。

(2) 貸付料

令和5年度分の貸付料については、令和5年11月30日までに、令和5年度分以降の貸付料については、当該年度の4月30日までに、甲が発行する納付書により納付とします。なお、納付の期限日が金融機関の休日にあたる場合は、次の営業日を納付の期限日とします。

(3) 契約保証金

① 契約保証金は、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければなりません。ただし、那覇市契約規則第30条第1項規定に該当する場合は免除とします。

(ア) 契約金額の100分の10以上に相当する額。

(イ) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供。

(ウ) この契約による債務の不履行により生ずる損害賠償金の支払いを保証する銀行又は貸付人が確実に認める金融機関の保証。

(エ) この契約による債務の不履行により生ずる損害を補填する履行保証保険の契約締結。

② 乙が契約保証金を納付した場合において、本契約期間が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、乙の請求に基づき利息を付さずに返還します。

③ 乙が本契約上の義務を履行しないときは、甲は本契約を解除し、納付された契約保証金は、甲に帰属します。

18 その他

- (1) 不正な応募が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止、又は公募期日を延期することがあります。
- (2) 本要領に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、那覇市契約規則その他関係法令の定めるところによります。

【問い合わせ先】

住所：〒901-0155 那覇市金城3丁目5番地3 ともかぜ振興会館1階事務室

所管：那覇市 総務部 平和交流・男女参画課

ともかぜ振興会館 上原 徳永

TEL (直通)： 098-857-7110 FAX： 098-857-7113

E-mail： s-heidan003@city.naha.lg.jp

物件調書（仕様書）

那覇市（以下「甲」という。）が行う那覇市ともかぜ振興会館（以下「ともかぜ振興会館」という。）における自動販売機設置場所賃貸借（以下「乙」という。）の公募に参加される方は、本物件調書（仕様書）及び那覇市ともかぜ振興会館自動販売機設置場所賃貸借公募要項をよく読み、記載事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置場所の概要

- (1) 住 所：那覇市金城3丁目5番地3
- (2) 設置場所：ともかぜ振興会館屋外敷地
- (3) 設置台数：2台

2 設置、運用条件等

- (1) 設置する清涼飲料水等自動販売機（以下「自販機」という。）には、乙負担で使用電力計測用の電気子メーターを設置するものとします。
- (2) 自販機にかかる電気料については、乙の負担とし、電気子メーターの使用電力量等により甲が算定、作成した納付書により指定期日までに納付するものとします。
- (3) 自販機の設置から取扱商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期的点検並びに自販機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自販機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。
- (4) 指定された空容器回収箱スペースに空き缶、空きペットボトル等空容器回収箱を設置してください。空容器回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものとし、満杯にならないように適切に回収し、回収した空容器は関係法令等に基づき適切にリサイクルしてください。
- (5) 空容器回収箱の形式に指定はありませんが、事前に総務部平和交流・男女参画課ともかぜ振興会館と協議のうえ設置してください。
- (6) 自販機については、ユニバーサル・デザインの自販機としてください。
- (7) 自販機の設置にあたっては、漏電防止、転倒防止その他保安管理上必要な対策を施してください。

- (8) 取扱商品は、缶、びん、ペットボトル、紙パック等の密閉式の容器に入った清涼飲料水等（ジュース、コーラ、茶、水、コーヒー、紅茶、乳酸菌飲料、栄養ドリンク及びこれらに類する商品）の商品販売を行なうものとし、酒類の販売は対象外とします。
- (9) 可能な限り消費電力の低減等の技術を導入した省電力機や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機のほか、センサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた自販機としてください。
- (10) 乙は、設置するすべての自販機に故障等が発生した場合の緊急連絡先、会社名を明示するとともに、自販機の故障、問い合わせ及び苦情については、すべて乙の責任において対応してください。
- (11) 設置した自販機の機種の変更等を行う場合は、予め甲に申し出たうえで、承諾を得てください。
- (12) 自販機の設置、撤去及び原状回復は、乙の責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、乙の負担とします。
- (13) 災害救助ベンダー対応自販機については、契約締結後に総務部防災危機管理課と別途、災害救助ベンダー自販機に関する協定書（協定書案P14参照のこと。）を結んでいただきます。

設置場所、機器条件

公募種類	清涼飲料等自販機（災害救助ベンダー対応） 2台
所在地	那覇市金城3丁目5番地3 ともかぜ振興会館
設置場所等	ともかぜ振興会館屋外敷地 P13 参照
	自販機目安 W1200mm×D800mm×H1900mm以内
	空容器回収箱 W400mm×D530mm （1個あたりを計4個設置）
機器条件	<p>① インドア型（缶、びん、ペットボトル、紙パック等密閉式容器仕様）とする。</p> <p>② ユニバーサルデザインのものとする。</p> <p>③ 環境に配慮した省電力のものとする。</p> <p>④ 販売素材別の空容器回収箱の設置を行うものとする。</p> <p>⑤ 電気子メーターを設置するものとする。</p> <p>⑥ 漏電対策、転倒防止策を施すものとする。</p>

	<p>⑦ 災害救助ベンダー対応機種：災害発生時に自販機の飲料を無償で提供することを前提とした自販機とし、災害発生時に本市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自販機内のすべての飲料を無償で提供していただく自販機を言います。契約時に契約書とは別に、総務部防災危機管理課と別途、災害救助ベンダー自販機に関する協定書を結んでいただきます。</p> <p>災害発生時に電気が供給されない状況であっても一定期間使用できる機能を有するものとする。</p>
合計貸付面積	3.0 m ²
予定価格	金 5, 907 円

